

仕様書

1 件名

広報誌特別号の調製業務の委託

2 委託期間

契約締結日から 2024 年 9 月 30 日（月）まで

3 概要

日本郵政共済組合（以下「当組合」という。）共済センター制度担当（以下「主管担当」という。）が交付する原稿データ及び作業指示に基づき、広報誌特別号（以下「広報誌」という。）の版下を作成し、調製する。

4 委託内容

(1) 広報誌の調製、送付

別紙 1 「広報誌の調製等に係る実施要領」のとおり。

(2) ファイル転送サービスの提供

ア 主管担当と受託者間におけるデータ授受、納入成果物の納入等に、ファイル転送サービスを使用する場合は、主管担当及び受託者の双方から利用できるよう、受託者において利用環境を用意すること。

なお、主管担当の利用に係る費用は、当組合への請求金額に含めること

イ 利用できるファイル転送サービスの要件は、別紙 2 「セキュリティチェックシート」のとおり。

5 納入成果物及び納入期限等

No.	納入成果物	納入方法	納入期限
(1)	広報誌の最終版の版下データ（PDF）	ファイル転送サービス	校了後速やかに
(2)	広報誌の印刷物	郵送	2024 年 9 月 20 日（金）

6 納入場所

関東・甲信越地域で別途主管担当が指定する場所。

7 業務の再委託

(1) 受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

(2) 受託者は、本件受託業務の一部について第三者に再委託する場合は、再委託業務の内容、再委託業者の担当者氏名その他再委託に係る契約の概要について、事前に書面で主管担当に通知し、主管担当の書面による承諾を得なければならない（再々委託も同様とする）。

ただし、運搬車両の手配を除き再受託業者からの再々委託は禁止する。

(3) 受託者は、前号の承諾後、再受託業者等に対して、遵守すべき事項を再委託等の条件として示し、委託者と受託者の間の秘密保持と同等の秘密保持契約を締結しなければならない。

また、再受託業者に対しては、再委託業務に必要な情報に限り開示することができるものとし、再受託業者に開示した情報については、再受託業者に対し、再委託された目的以外に使用し、又は受託者及び再受託業者以外の第三者に漏えいしてはならない義務を課さなければならない。

8 守秘義務

- (1) 受託者は、契約に関して当組合が秘密であることを示して開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報（以下「秘密情報」という。）をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 秘密情報をこの契約以外の目的に使用し、又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管担当の承認を得ること。
- (3) 当組合は、受託者に対し秘密情報について、上記(1)及び(2)に定める守秘義務を負わせるものとし、受託者がその責めに帰すべき事由により当該守秘義務に違反した場合は、当組合は、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

ただし、下記アからウまでの情報に該当する場合は、受託者は、当該情報について守秘義務を負わない。

ア 主管担当から開示を受ける以前に既に受託者が保有していた情報

イ 主管担当から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後公知となった情報

ウ 法令の定めに基づき、権限のある官公署から要求された情報

- (4) 守秘義務については、本件業務完了後も存続するものとする。

9 当組合通報窓口

本契約の履行に従事する貴社労働者（再委託を除く。）に対し、公益通報者保護法に係る当組合通報窓口について、別紙3「公益通報・相談窓口について」を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

10 その他

- (1) 本作業に当たっては、工程ごとに入念な点検を実施する等、品質管理に留意すること。
- (2) 仕様書に記載された事項の詳細については、主管担当の指示によるものとする。

なお、疑義又は不明な点等があれば、主管担当に照会することとし、変更等が生じた場合は、主管担当（電話 080-2216-5038）及び受託者による協議を行い決定すること。

広報誌の調製等に係る実施要領

1 発行時期等（予定）

発行時期及びページ数等の予定は下表のとおり。

発行時期	サイズ	枚数	媒体
2024年9月20日（金）	A3判	1枚（両面印刷）	冊子（紙）

2 広報誌の版下の作成

(1) 入稿

主管担当が原則ファイル転送サービスで交付する原稿データに基づきデザインを提案し、版下を作成する。

原稿データの形式は各種 Microsoft Office ファイル、各種画像ファイル(PDF、JPG、ai 等)と多岐に渡るため、全てに対応できること。

(2) 校正

ア 入稿から校了までの期間は別紙 1a のとおり。

イ データ授受は原則ファイル転送サービスを使用することとし、受託者は PDF ファイルで提出すること。

ウ 初校提出前に、別紙 1b を参考に作成した誌面デザイン案を最低 3 つ提出すること。

エ 受託者及び主管担当双方の各校正段階において、やむを得ず遅延等が生じる場合は、協議の上、作業期間を調整できることとする。

オ 校正の回数は概ね 3 回程度とすること。主管担当の誤植等により、校正回数が 3 回を超える場合は、主管担当と受託者で協議の上、対応すること。

なお、受託者の誤植等による再校正は、前述の 3 回に含めず、限度なく対応すること。

(3) 校了

最終版の版下データについては、以下ア～ウの形式で、原則ファイル転送サービスにより提出すること。

この際、新たに書き起こした「ゆうぞう」（当組合で商標登録しているイメージキャラクター）があれば以下、ウの形式で「ゆうぞう」のみのファイルも提出すること。

なお、PDF ファイルは他の用途で使うことがあるため、編集制限をかけないこと。

ア ai ファイル

イ PDF ファイル（A3見開き、トンボなし、高画質）

ウ PDF ファイル（A4単ページ、トンボなし、高画質）

(4) その他

ア ユニバーサルデザインを採用し、配色、レイアウト等全体的なバランスを整えること。

イ 版下作成に伴う写真及びイラストやデータの取り込み、並びに加工（「ゆうぞう」の加工含む。）を行うこと。

ウ 主管担当から挿絵(イラスト)の指示があった場合は、別紙 1c と同程度の適切なフリーイラストを使用又は作成すること。

3 広報誌の印刷

主管担当の指示に基づき、項番 2 で校了となった広報誌版下を基に調製すること。広報誌の印刷予定

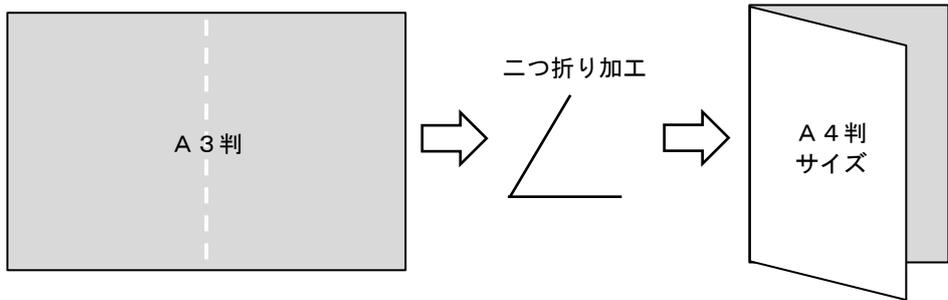
部数、印刷物の規格等は下表を予定している。

ただし、印刷部数は10%程度で増減する可能性がある。

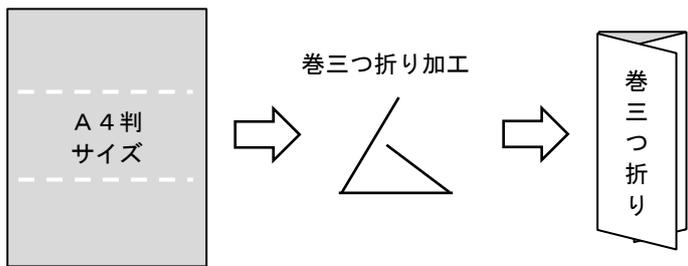
印刷部数	紙質	製本	印刷の仕様
363,000部	コート紙 84.9g/m ²	A3判/ 二つ折り後に 巻三つ折り加工※	フルカラー/両面印刷

※ 加工方法は以下のとおり。

- ① A3判を二つ折りにしてA4判サイズに加工。



- ② A4判サイズに加工したものを巻三つ折り加工。



ゆうせい共済



共済組合の組合員は、右のとおり「長期組合員」と「短期組合員」に分かれています

- 長期組合員**
フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員
- 短期組合員**
短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、非正規社員（アソシエイト含む）等

● 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 傷病手当金の請求は以下にお願いします。
〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 給付担当 あて

※ 組合員証（保険証）等のみの返納は以下にお願いします。

3月31日までの返却先
〒100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号
日本郵政共済組合 **組合員証等返納係** あて

※ 2024年4月1日から返納先が変更となります。詳細はP20をご覧ください。

※ **必ず担当名を記載してください。**

※ 郵送料は差出人負担です。

● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

電話番号はお間違えないようお願いいたします。

受付時間 午前9時～午後6時（土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）除く）

本誌中の郵政会社等とは次の組織を示しています。

- ①日本郵政株式会社 ②日本郵便株式会社 ③株式会社ゆうちょ銀行
- ④株式会社かんぽ生命保険 ⑤独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ⑥日本郵政共済組合

Contents

長…長期組合員向け 短…短期組合員向け
退…退職者向け 任…任意継続組合員向け

【退職予定者向け】…

長	短	退	任	●被扶養者申告時には、マイナンバー（個人番号）の届出が必要です!.....2
長	短	退	任	●「年収の壁・支援強化パッケージ」に伴う130万円の壁の対応3
長	短	退	任	●組合員証等は必ず返納してください4
長	短	退	任	●退職後に加入する健康保険はお決まりですか?5
長	短	退	任	●退職後に「任意継続組合員」になるためには共済組合への届出が必要です6~7
長	短	退	任	●退職等の際には年金に関する手続を忘れずに!8
長	短	退	任	●退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を9
長	短	退	任	●退職時・雇用コース転換時の共済貸付残高の控除・弁済方法9
長	短	退	任	●退職等の際は「みらい」の給付金請求手続が必要です!10
長	短	退	任	●退職に関連する手続について最後のチェック!11
長	短	退	任	●被扶養者の就職等に伴う認定取消の案内12
長	短	退	任	●4月から雇用コースを変更される方の標準報酬について13
長	短	退	任	●共済組合では組合員等の健康づくりをサポートします!14~17
長	短	退	任	●提携宿泊施設（旧かんぼの宿）の宿泊助成終了間近です!17
長	短	退	任	●育児休業中に傷病による療養期間がある方はご連絡ください!18
長	短	退	任	●医療費控除を受けられる方へ18
長	短	退	任	●4月から貸付金利率が変わります19
長	短	退	任	●マイナンバーカード作成のための申請方法19
長	短	退	任	●医療機関等の受診には、ぜひマイナンバーカードをご利用ください20
長	短	退	任	●組合員証等の返納先の変更20
長	短	退	任	●傷病手当金請求書類の送付先の変更20

No.487

2024年4月1日掲載

ゆうせい共済

本誌は紙冊子での発行をいたしておりません。



● 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 傷病手当金の請求は以下をお願いします。

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 給付担当 あて

※ 送付先が変更となりました。詳細はP7をご覧ください。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係 あて

※ 2024年4月1日から返納先が変更となりました。詳細はP7をご覧ください。

※ 必ず担当名を記載してください。

※ 郵送料は差出人負担です。

● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

受付時間 午前9時～午後6時（土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）除く）

電話番号は
お間違のないよう
お願いします。

Contents

長…長期組合員向け 短…短期組合員向け
退…退職者向け 任…任意継続組合員向け

長	短	退	任	● 就職・別居等に伴う被扶養者の認定取消手続を忘れずに!.....	2
長	短	退	任	● 介護掛金率の改定.....	3
長	短	退	任	● 年金の受給権発生後に共済組合に再加入した方へ.....	3
長	短	退	任	● 団体積立年金保険「みらい」の募集が始まりました.....	4
長	短	退	任	● 2024年度「特定健康診査受診券」の送付（予告）.....	5
長	短	退	任	● 2024年度年金相談会、予約受付中!.....	6
長	短	退	任	● マイナ保険証をご利用ください.....	6
長	短	退	任	● 提携宿泊施設（旧かんぼの宿）の宿泊助成が終了しました.....	7
長	短	退	任	● 組合員証等の返納先の変更.....	7
長	短	退	任	● 傷病手当金請求書類の送付先の変更.....	7
長	短	退	任	● 育児休業中に傷病による療養期間がある方はご連絡ください!.....	7

共済組合の組合員は、右のとおり

長期組合員 と 短期組合員

に分かれています

長期組合員

フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

短期組合員

短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、非正規社員（アソシエイト含む）等

本誌中の郵政会社等とは次の組織を示しています。

- ①日本郵政株式会社 ②日本郵便株式会社 ③株式会社ゆうちょ銀行 ④株式会社かんぽ生命保険
- ⑤独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ⑥日本郵政共済組合

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済



● 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 傷病手当金の請求は以下をお願いします。

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 給付担当 あて

※ 送付先が変更となっていますのでご注意ください。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係 あて

※ 必ず担当名を記載してください。

※ 郵送料は差出人負担です。

● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

受付時間 午前9時～午後6時 (土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く)

電話番号は
お間違えないよう
お願いします。

Contents

長…長期組合員向け 短…短期組合員向け
退…退職者向け 任…任意継続組合員向け

長	短	退	任	●「みらい」募集の締切迫る!.....	2
長	短	退	任	●被扶養者がいる方はご注意ください!.....	3
長	短	退	任	●氏名変更があったときは届出をお願いします.....	4
長	短	退	任	●限度額適用認定証は必ず返納してください.....	5
長	短	退	任	●高額療養費の受給について.....	5
長	短	退	任	●使ってお得! 健診(検診)費用助成のご案内.....	6~7
長	短	退	任	●2023年卒煙プログラムの実施結果.....	8
長	短	退	任	●使ってお得! ジェネリック医薬品.....	8
長	短	退	任	●2024年度特定健康診査受診券をお送りしています...9	
長	短	退	任	●共済貸付制度.....	10
長	短	退	任	●専門電話相談窓口のご案内.....	11
長	短	退	任	●「ギャンブルに関するお困りごと専用相談窓口」 のご紹介.....	11
長	短	退	任	●組合員証等廃止について.....	12
長	短	退	任	●育児休業中に傷病による 療養期間がある方はご連絡ください!.....	12

共済組合の組合員は、
右のとおり

長期組合員 と 短期組合員
に分かれています

長期組合員

フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

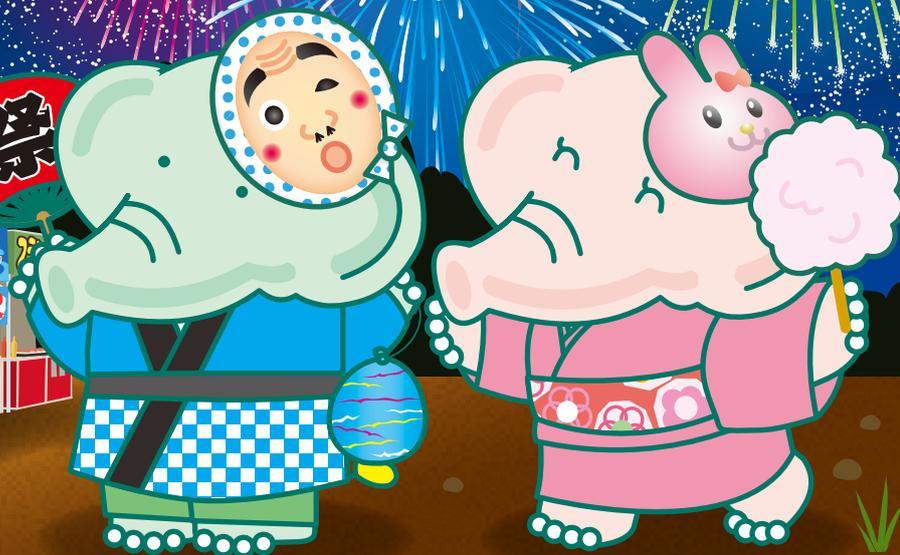
短期組合員

短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、
非正規社員(アソシエイト含む)等

本誌中の郵政会社等とは次の組織を示しています。

- ①日本郵政株式会社 ②日本郵便株式会社 ③株式会社ゆうちょ銀行 ④株式会社かんぽ生命保険
- ⑤独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 ⑥日本郵政共済組合

ゆうせい共済



● 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」にお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 傷病手当金の請求は以下にお願いします。

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 給付担当 あて

※ 送付先が変更となっていますのでご注意ください。

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係 あて

※ 必ず担当名を記載してください。

※ 郵送料は差出人負担です。

● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

受付時間 午前9時～午後6時 (土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く)

電話番号は
お間違えないよう
お願いします。

Contents

長…長期組合員向け 短…短期組合員向け
退…退職者向け 任…任意継続組合員向け

長	短	退	任	●「みらい」募集の締切迫る!.....	2
長	短	退	任	●被扶養者がいる方はご注意ください!.....	3
長	短	退	任	●氏名変更があったときは届出をお願いします.....	4
長	短	退	任	●限度額適用認定証は必ず返納してください.....	5
長	短	退	任	●高額療養費の受給について.....	5
長	短	退	任	●使ってお得! 健診(検診)費用助成のご案内.....	6~7
長	短	退	任	●2023年卒煙プログラムの実施結果.....	8
長	短	退	任	●使ってお得! ジェネリック医薬品.....	8
長	短	退	任	●2024年度特定健康診査受診券をお送りしています...9	
長	短	退	任	●共済貸付制度.....	10
長	短	退	任	●専門電話相談窓口のご案内.....	11
長	短	退	任	●「ギャンブルに関するお困りごと専用相談窓口」 のご紹介.....	11
長	短	退	任	●組合員証等廃止について.....	12
長	短	退	任	●育児休業中に傷病による 療養期間がある方はご連絡ください!.....	12

共済組合の組合員は、
右のとおり

長期組合員 と 短期組合員
に分かれています

長期組合員

フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

短期組合員

短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、
非正規社員(アソシエイト含む)等

長短 「みらい」募集の締切迫る!

団体積立年金保険「みらい」の募集期間は、7月31日(水)までです!新規加入や口数変更をご希望される方は、年1回の機会ですのでお早目にお申込みください!



「みらい」押しポイント!

★ 予定利率
年**1.25%**

※ 2024年1月1日時点の予定利率
加入年数が短いと、積立金が掛金払込の合計を下回ることがあります。

★ 所得控除を
受けられます。

一般型コース 個年型コース
一般の生命保険料 個人年金保険料
それぞれ最高**5万円**

★ 掛金は
給与控除
されます。

自動的に控除されますので、
自然と積立ができます。

詳しい制度内容を知りたい方は…

パンフレットをご確認ください!

共済組合ホームページに掲載していますので、内容をご確認の上、お申込みください。



「みらい」紹介動画ができました!

「みらい」の特長をわかりやすく紹介していますので、ぜひご覧ください。



[トップページ](#) ▶ [人生のイベントから探す](#) ▶ [老後に備えた貯金](#)

「みらい」の申込方法

新規加入の方

本誌同封の「募集2号」に記載の申込書に必要事項を記入の上、送付してください。

また、共済組合ホームページにも「募集号」を掲載しておりますので、ご利用ください。

既加入の方

「みんなのMYポータル」からご希望の手続(口数変更、一時積増、コース追加)をお申込みください。来年以降、雇用形態・雇用コースを変更される予定の方は、ぜひこの機会にご検討ください。



活用してね!!

ホームページでは次の手順で
年金受取額の試算ができます!

団体積立年金保険
「みらい」ページ
▼
概要

「みらい」年金の受取額試算



申込に係る問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 フリーダイヤル 0120-165-660 (平日午前9時~午後5時)

「みんなのMYポータル」 活用ポイント

- 日々の積立残高を確認できます。
- 一般型コースの一部払出しの手続がスムーズです。
(例) 給付金請求書…約3週間~4週間後着金 みんなのMYポータル…1週間~10日後着金 ※ 不備等がない場合です。
- 1度、一部払出しの手続をしていただくと、2回目以降は前回の申請内容呼び出すことが出来るのでより手続が簡単です。
- 「将来受取額試算サービス」が利用できます。条件を変更しての試算はもちろん、退職時の受取金額から課税される税金についても確認できます。

ログインや新規登録に係る問い合わせ先

ID/パスワードの登録・利用方法の照会、再発行はこちら
明治安田生命 団体積立年金保険「みらい」担当

0120-165-660 (平日午前9時~午後5時)

ID/パスワードの再発行についてはこちらでもお受けできます
共済組合コールセンター

0120-97-8484 (平日午前9時~午後6時)

〈みらい担当〉

1 別居中の被扶養者には生活費の送金が必要です!

被扶養者と別居している(または別居した)場合は、生活費の口座間送金が必要です。

毎年秋に実施する「被扶養者資格確認」において、送金の事実が確認できず、認定取消となるケースが多発しています。

被扶養者になった時は同居でも、その後進学等で別居した場合は、その月から口座間送金が必要です!



次の4点を守って送金を行っていますか?

	条件	注意事項
①	だれに送金? 別居中の被扶養者	配偶者(内縁関係を除く)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限り、それ以外の被扶養者の方が別居した場合は、認定取消となります。
②	いくら送金? 被扶養者の収入額以上	生計維持の証明として、被扶養者の収入額以上の送金が必要となります。
③	送金方法は? 口座間送金	組合員名義の口座から被扶養者名義の口座あてに限り、送金されます。
④	送金頻度は? 毎月	数か月分まとめての送金は認められません。

上記の要件をひとつでも満たしていない場合、被扶養者の要件を欠いています。速やかに、認定取消手続をしてください。

2 被扶養者の収入が増加した場合、被扶養者認定取消が必要です!

被扶養者の収入限度額は年額130万円未満(60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は年額180万円未満)です。雇用条件の変更、公的年金等の受給、増額改定により収入が増加した場合、速やかに認定取消手続をしてください。

なお、扶養親族(会社の手当制度)の収入限度額は134万円未満となっていますので、**扶養親族の認定を受けていても、年額130万円以上、かつ、134万円未満の年額収入がある被扶養者も、認定取消手続が必要**です。ご注意ください。 ※ 一時的な収入増加と認められる場合は、被扶養者として認められる場合もあります。

● 一時的な収入増加の詳細は共済組合HPをご覧ください。



トップページ ▶ 用語から探す ▶ 年収の壁・支援強化パッケージ

3 家族が扶養手当の支給対象から外れる場合、共済組合への被扶養者認定取消手続も必要です!

扶養親族(会社の手当制度)ではなくなると、同時に被扶養者(共済組合の制度)でなくなるケースが多く、その場合、**共済組合への手続が必要**になります。忘れずに手続をしてください。



※ 被扶養者の要件は共済組合HPを参照してください。

会社の扶養親族……給与として扶養手当が支給されます。
共済組合の被扶養者……被扶養者証(保険証)が交付され、短期給付を受けられます。

認定取消手続に必要な書類等 ※ 送付先はさいたまの共済センターとなります。

- 【取消用】被扶養者等申告書
- 【取消用】被扶養者等申告書(マイナンバー)

+ 確認資料 +

- 被扶養者証(保険証) ※
- 「組合員証等返納票」

(※) 亡失の場合は「組合員証等亡失届」を提出してください。

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 被扶養者が減った(取消) ▶ 被扶養者の認定取消



注意

事実発生時点を遡って認定を取消することになるため、認定取消日以降に被扶養者証(保険証)を使用していた場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。

〈被扶養者担当〉

長短任 氏名変更があったときは届出をお願いします

氏名変更があったときは、**組合員証等(保険証)の変更手続きが必要**となりますので、下表の該当箇所を確認の上、**必要書類をさいたまの共済センター**に郵送してください。

氏名表記は原則本名です。ただし、性同一性障害を有する方及び外国籍の方で「通称」を使用されている方については、申出により本名と通称名の併記が可能です。

総合人事情報システム 非正規社員管理システム 対象の組合員	氏名変更		手続		提出書類
	組合員	被扶養者	組合員	被扶養者	
所 属 ● 日本郵政 ● 日本郵便 ● ゆうちょ銀行 ● かんぽ生命保険	変更あり (※1)	いない	不要	—	—
		変更なし	不要	必要	様式「組合員証等再交付申請書」(※2)
	変更なし	変更あり	不要	必要	<日本国籍の方は下記2点> ① 様式「氏名等変更届出書」 ② 対象者の戸籍抄本(謄本)の写し または、変更前後がわかる住民票の写し <外国籍の方は下記3点> ① 様式「氏名等変更届出書」 ② 在留カード(特別永住者証明書)の写し ③ 変更後の氏名が確認できる住民票の写し ※ 本名が記載された書類を確認します。 <通称名の併記を希望される方> 通常の氏名変更と提出書類の取扱いが異なることから、詳細手続については共済センターへご相談ください。
		変更なし	不要	必要	

(※1) 勤務先に「氏名変更届」を提出してください。組合員分は会社から情報連携され、組合員証を自動交付します。

(※2) 被扶養者証(保険証)に表記される「組合員氏名欄」の変更が必要なため、再交付の申請が必要です。

総合人事情報システム 非正規社員管理システム 対象外 の組合員	氏名変更		手続		提出書類
	組合員	被扶養者	組合員	被扶養者	
所 属 ● 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・ 郵便局ネットワーク支援機構 ● 日本郵政共済組合 ● 任意継続組合員	変更あり	いない	必要	—	上記赤枠のとおり
		変更なし	必要	必要	組合員:上記赤枠のとおり 被扶養者:様式「組合員証等再交付申請書」(※3)
	変更あり	必要	必要	組合員、被扶養者:上記赤枠のとおり	
	変更なし	変更あり	不要	必要	上記赤枠のとおり

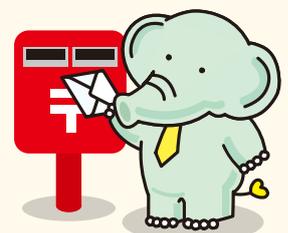
(※3) 被扶養者証(保険証)に表記される「組合員氏名欄」の変更が必要なため、再交付の申請が必要です。

【提出先】 組合員:標準報酬担当 / 被扶養者:被扶養者担当 / 任意継続組合員:任継担当

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 各種変更(氏名・住所等)

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 組合員証等の再交付/返納



< 被扶養者担当 >

長短退任 限度額適用認定証は必ず返納してください

限度額適用認定証の返納は、法令で義務付けられています。

※ 国家公務員共済組合法施行規則第105条の7の2 等

返納・届出が必要なとき

- 有効期限切れ又は入院期間が短縮された等により、不要となったとき
- 組合員資格を喪失したとき（退職、任意継続組合員の脱退等）
- 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき（被扶養者の認定取消）
- 適用区分の変更等により、新しい証が交付されたとき
- 亡失または廃棄したとき

返納等の方法

次の①及び②をまとめて組合員証等返納係に郵送してください。

- ① 様式「組合員証等返納票」
- ② 返納すべき限度額適用認定証 等(※)

(※) 「限度額適用認定証」以外にも、返納すべき証（特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証等）が交付されている場合は、まとめて組合員証等返納係へ返納してください。

廃棄等により手元にない場合は、**組合員証等亡失届**を提出してください。
送付先はさいたまの共済センターをお願いします。

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [よくある手続から探す](#) ▶ [組合員証等の再交付／返納](#)



〈被扶養者担当〉

処分

長短任 高額療養費の支給について

原則として自動送金です

皆さまが保険医療機関等で支払った医療費が高額療養費の支給対象となる場合は、共済組合に到着する診療報酬明細書（レセプト）から自己負担額を算出し、原則として自動送金を行っています。

一般的に、次の算定基準額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

※ 療養を受けた方が70歳未満の場合

標準報酬月額	月単位の算定基準額（世帯ごと）
83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
26万円以下	57,600円

※ 総医療費とは、診療費用の10割相当額です。

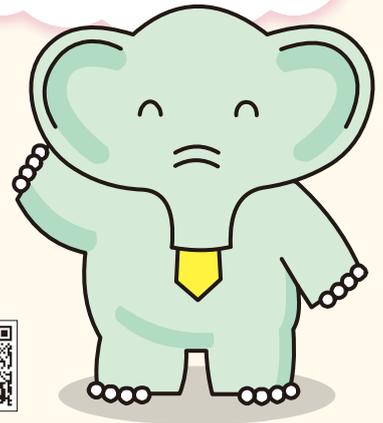
※ 1年間に3回以上高額療養費に該当している場合や、同一月・同一世帯内で複数の医療機関（薬局を含む）で受診等した場合などについてはHPをご確認ください。

- 送金スケジュールの詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [各種送金スケジュール](#) ▶ [短期給付金送金スケジュール](#)



自動送金の場合、
診療月から最短で4か月後に、
原則、**組合員本人**の給与口座に
送金します。



自動送金にならず 請求が必要な場合

次に該当するときは自動送金停止または自動送金対象外となっていることがあるため、請求手続が必要な場合があります。

地方自治体による医療費助成を受けている場合

例: 子ども医療費助成、障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成 等

医療機関から「院外処方箋」で調剤を受けた場合

以下の①、②を合算して高額療養費の支給対象となることがあります。

- ① 医療機関（外来のみ）で負担した医療費
- ② ①で発行された処方箋により、院外の調剤薬局で負担した調剤費

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [給付・医療費から探す](#) ▶ [高額療養費](#)



〈給付担当〉

長短任 使ってお得!健診(検診)費用助成のご案内

共済組合の健診(検診)費用の助成は下表のとおり組合員の種別や年齢によって異なります。助成回数はいずれも年度内に1回限りです。

種類	種別	組合員			任意継続組合員	
		本人	被扶養者		本人	被扶養者
			配偶者	配偶者以外		
特定健康診査 40歳以上	助成対象	×	○	○	○	○
	助成額	(※1)	共済が全額負担(特定健康診査受診券を使用した場合)			
人間ドック検診 35歳以上	助成対象	50歳未満は 奇数年齢に限る(※2)	○	×	○	×
	助成額		上限16,000円		上限20,000円	
がん検診 30歳以上	助成対象	○				×
	助成額	1項目につき上限5,000円				
脳ドック検診 30歳以上	助成対象	○	×	×	○	×
	助成額	上限20,000円			上限20,000円	
歯科検診	助成対象	○(歯科健診センターの提携歯科医院で受ける場合に限る)				
	助成額	共済が全額負担				

(※1) 組合員本人は、郵政会社等で実施している定期健康診断等を受診するため、特定健診を受診することはできません。

(※2) 組合員本人は、郵政会社等で募集している人間ドックのみ助成対象です。医療機関に支払う受検料は、あらかじめ助成金額を差し引いた料金です。

特定健康診査

対象者

当該年度に40~74歳となる方で、かつ、4月1日現在、組合員の被扶養者、任意継続組合員本人、任意継続組合員の被扶養者のいずれかに当てはまる方

特定健康診査とは…?

生活習慣病のリスクを早い段階で見つけるための健康診断です。健診内容は、身長・体重・腹囲・BMI、血圧測定、血液検査、尿検査、問診が含まれています。

受診の際は、特定健康診査受診券が必要です。※ 対象者の方へ7月上旬までにお送りします。

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [用語から探す](#) ▶ [特定健診・特定保健指導](#) ▶ [特定健康診査\(特定健診\)](#)



人間ドック検診

対象者

- 組合員本人(受検当日現在、満35歳以上)
- 組合員の被扶養配偶者(受検当日現在、満35歳以上)
- 任意継続組合員本人(受検年度の4月1日現在、満35歳以上)

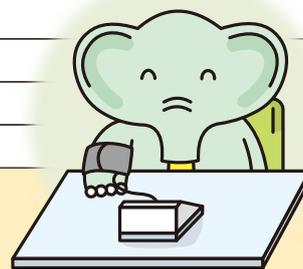
対象となるもの

次の全ての検査内容を満たしている人間ドックが助成対象です。

項目	検査内容
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
呼吸器系検査	胸部X線
血液系理学検査	赤血球、血色素、ヘマトクリット
循環器系理学検査	血圧、心電図、中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール
胃腸管系理学検査	胃X線(バリウム)又は胃内視鏡(胃カメラ)、便潜血
肝機能検査	GPT、GOT、γ-GTP、総蛋白、総ビリルビン、AL-P、アルブミン
腹部超音波	腹部超音波
糖尿病検査	血糖、HbA1c
尿検査	尿糖、尿蛋白
眼科・聴力検査	視力、眼底、眼圧、聴力

● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [よくある手続から探す](#) ▶ [人間ドック検診費助成](#)



がん検診

対象者

- 組合員本人（受検当日現在、満30歳以上）
- 組合員の被扶養者（受検当日現在、満30歳以上）
- 任意継続組合員本人（受検年度の4月1日現在、満30歳以上）

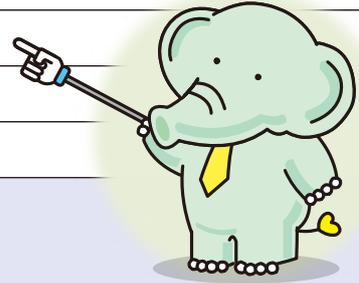
対象となるもの

次の5つの検診のうち、いずれかに該当する場合は助成対象となります。
健康増進法に基づき、市区町村で実施されているがん検診も助成対象です。

※ 人間ドックの検診に含まれているがん検診費は請求対象外です。

項目	検査内容
胃がん	胃X線（バリウム）、胃内視鏡（胃カメラ） ※ ただし、人間ドックと同時に受検した胃X線（バリウム）、胃内視鏡（胃カメラ）を除く
子宮がん	頸部細胞診、体部細胞診
乳がん	マンモグラフィ、乳腺エコー、これらと同時に実施した視触診
肺がん	胸部X線、胸部CT検査、 <small>かくたん</small> 喀痰細胞診
大腸がん	大腸内視鏡、 <small>べんせんけつ</small> 便潜血

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。



トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ **がん検診費助成**

脳ドック検診

対象者

- 組合員本人（受検当日現在、満30歳以上）
- 任意継続組合員本人（受検年度の4月1日現在、満30歳以上）

対象となるもの

頭部MRI、頭部MRA

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。



トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ **脳ドック検診費助成**

歯科健診

対象者

組合員（任意継続組合員含む。）及びその被扶養者

対象となるもの

共済組合が業務を委託している「歯科健診センター」のホームページにて申し込みをしたもの。

- 対象の歯科医院は、歯科健診センターのホームページから検索できます。



健診内容

虫歯のチェック、歯周病のチェック、歯垢、歯石のチェック、
歯並びとかみ合わせのチェック、お口に関わるご相談

- 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。



トップページ ▶ **福祉事業** ▶ **保健事業** ▶ **健康増進** ▶ **無料の歯科健診**



〈 助成担当 〉

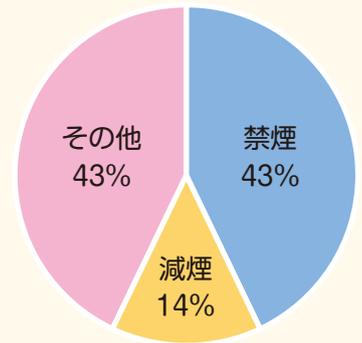
長短任 2023年度卒煙プログラムの実施結果

2023年度の卒煙プログラムには、310名が参加していただきました。

今回の卒煙プログラムで卒煙に成功した方が132名、減煙に成功した方が45名で参加者の約5割以上の方に効果が見られました。

① 参加者年齢別内訳 (310名)

	20代	30代	40代	50代	60代
参加者数	10名	50名	103名	112名	35名
割合	3.22%	16.13%	33.23%	36.13%	11.29%



② 実施結果

結果		人数
禁煙	本プログラム終了時の喫煙本数が0本	132名
減煙	本プログラム終了時の喫煙本数が開始時よりも減少	45名
その他	途中脱落、効果なし等	133名
合計		310名

※ 終了時の喫煙本数は唾液検査と自己申告による。

2024年度も卒煙プログラムを実施します!

卒煙をすることは、経済的な負担や病気のリスクを減らす等、様々なメリットがありますので、卒煙に興味がある方はぜひ挑戦してみませんか。



〈 助成担当 〉

長短任 使ってお得! ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは

- 1 先発医薬品と同等と認められている効果!
- 2 先発医薬品に比べて薬価が安い! (研究開発のコストが低いため)
- 3 飲みやすさが改善されているものも! (味、香り、形状、溶けやすさ等)

共済組合における2022年度のジェネリック医薬品の使用率は81.5%で、国全体での使用率80.9%を0.6ポイント上回る結果となりました。ジェネリック医薬品の使用を促すことで、皆さまの医療費負担の軽減や共済組合の負担軽減 (保険料率の引き上げ抑制)につながります。ジェネリック医薬品の利用になお一層のご協力をよろしくお願いたします。

先発医薬品と後発医薬品 (ジェネリック医薬品) との比較

	先発医薬品 <ロキソニン細粒10%>	ジェネリック医薬品 <ロキソプロフェンNa細粒10%「サワイ」>
薬価	17.8円	9.5円
成分	有効成分とその量は同じ	
効能・効果 (効き目)	同じ (鎮痛、解熱等)	
用法・用量 (飲み方)	同じ (1回 60mg、1日3回経口投与)	



〈 給付担当 〉

長短任 2024年度特定健康診査受診券をお送りしています

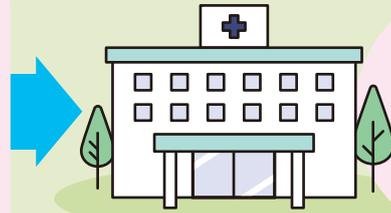
2024年度特定健診の対象となる方には、6月上旬までに受診券を組合員自宅住所あてに送付しますので、組合員ご本人様におかれましては、対象となっているご家族へお渡しください。

※ 任意継続の加入や被扶養者の認定手続きにお時間がかかった場合、7月上旬までの発送となります。

対象となるのは…

4月1日現在、資格のある
40歳以上75歳未満の

- 被扶養者(家族)
- 任意継続組合員(本人)
- 任意継続組合員の被扶養者



日本全国
4万ヶ所以上の
実施機関で
受けられます!

特定健診



※ 組合員(任継組合員を除く)は、郵政会社等で実施される健康診断を受診するため、対象外です。

特定健診を受けると、特典がもらえます!

7,000円相当の健診が
無料で受けられます!

特典

応募した全員にもれなく!
健康やリラクゼーションに関する特典

特定検診を受診された方への特典



選べる商品が増えました!
(30品目→70品目)

70品目程度
の中から
好きなものを選べる
「カタログギフト」



※ 商品はイメージです。

申込方法

STEP1

特定健診(または人間ドック等)を受診する。

STEP2

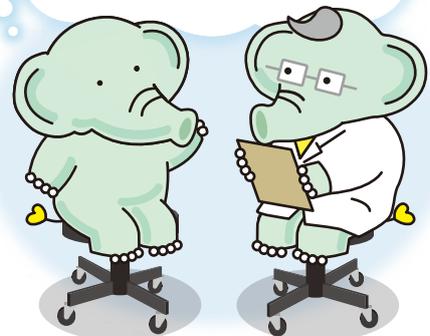
2024年度の特定健診(または人間ドック等)の結果の写しと特典申込書を共済センター助成担当あてに郵送する。

申込期限:2025年1月31日(金) (共済センター必着)

※ 結果の写し(原本の場合も含む)は返却できませんので、ご了承ください。

※ **組合員本人(任継組合員を除く)は、対象外です。**

特定健康診査を受けて
特典をゲットしましょう♪



● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#)

[用語から探す](#)

[特定健診・特定保健指導](#)

[特定健康診査\(特定健診\)](#)



〈助成担当〉

長短 共済貸付制度

住宅の取得や教育・医療などの様々な用途に応じて、資金が不足する場合、貸付けを行っています。貸付利率は、2024年4月1日現在の適用利率です。貸付利率は毎年4月に見直されます。



貸付制度を利用できる方には制限があります。

貸付制度が利用できるのは、**退職金の支給がある**次の方のみです。

(1) 正社員（短時間勤務職コースを含む。）(2) シニア職（短時間勤務職コースを含む。）

貸付の種類	貸付限度額	貸付利率	要件	
普通貸付（※1）（一般又は物資）	190万円	年4.26%	組合員期間が 継続して 6か月以上	
特別貸付（※1）	教育	440万円（1回の限度額は190万円）		年1.16%
	結婚	190万円		
	災害	380万円		
	葬祭	190万円		
	医療	380万円		
一般住宅貸付	限度額については、個人により異なり、状況によって増減する場合があります。 （最低保証額300万円～最高限度額2,000万円）	年1.84%	組合員期間が 継続して 3年以上	
特別住宅貸付（※2）	貸付申込日を退職の日と仮定した場合の退職手当額の範囲内 （最高限度額2,000万円）		組合員期間が 継続して20年以上	

（※1）普通貸付、特別貸付の総貸付限度額は630万円以内です。

（※2）2年以内に自己都合退職または5年以内に定年退職を予定している組合員が対象です。

共済貸付の対象範囲

共済貸付の対象範囲は、**日常生活上、真に必要なもの、かつ自己資金ではどうしても不足が生じるもの**に限られます。

貸付対象外となるもの	× 生活費にあたるもの（例：家賃や携帯電話料金の支払 等）
	× 営利目的のもの（例：株式購入、店舗や事務所など住居以外の修繕費用 等）
	× クレジットカード払いの代金、代金が支払済みのもの（特別貸付の一部を除く）
	× 高級ブランド品（腕時計・衣料品・宝飾品 等）、 趣味のもの（刀剣猟銃類、ヨット・カヌー、釣り具、ゴルフクラブ 等）、 ペットなどの購入費用、スポーツクラブ入会費用、転職を目的とした資格取得費用 等

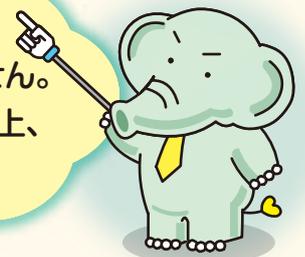


後日、提出していただいた支払事実の届出等に虚偽が判明した場合、一括弁済していただきます。

また、今後一切の新規貸付を受けられなくなりますのでご注意ください。

共済貸付のご利用は計画的に!

共済貸付をご利用の方で**個人再生**や**自己破産**となる方が後を絶ちません。
共済貸付の申込みにあたっては、全ての借入金の返済見通しを確認の上、
返済能力を超えた借入とならないよう、十分ご注意ください。



● 手続等の詳細は共済組合HPをご覧ください。

[トップページ](#)

[人生のイベントから探す](#)

[資金が足りないとき](#)



〈貸付担当〉

専門電話相談窓口

無料・24時間年中無休・秘密厳守

組合員本人（任継を含む）および被扶養者の皆さまのお悩みに、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。（相談したい内容によって電話番号の区別はありません。）

「0120-36-2772」「0120-53-0110」「0120-84-5225」

専門電話	対応者	相談内容
メンタルヘルス専門 「心の健康電話相談」	部外専門機関のカウンセラー	メンタルヘルス
電話健康相談 「ヘルシーダイヤル」	保健師、看護師等	健康、医療
育児・介護の電話相談	保健師、看護師等	育児、介護



●詳細は共済組合HPをご覧ください。



トップページ ▶ レク、宿泊助成／メンタルヘルス相談／禁煙 ▶ 健康・メンタルヘルス電話相談

〈助成担当〉

長短 「ギャンブルに関するお困りごと専用相談窓口」のご紹介

ギャンブル(競馬、パチンコなど)や課金ゲーム、投資などに関して、次のようなお困りごとはありませんか？

あらかじめ
「〇万円まで」と決めていても、
それ以上の金額を
使ってしまう…

経済的に厳しいので
ギャンブルをやめたい
と思うけれど、
なかなかやめられない…

ギャンブルをしていることを
家族や周囲の人に
打ち明けることができない…

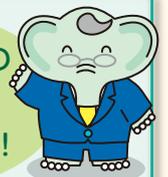
このようなお困りごとは、多重債務や自己破産などの大きな問題に発展する場合があります。

「ギャンブルに関するお困りごと専用相談窓口」では、ご本人だけでなく、ご家族の方、周囲の社員の方からも相談を受け付けていますので、お一人で抱えずにご遠慮なくご相談ください。

利用対象者

- ① 日本郵政グループ各社の社員(子会社の社員を含みます)であって、ギャンブルなどに関してお悩みの方
- ② ①のご家族の方、周囲の社員など、本人の症状等について相談したい方

公認心理師等の
有資格者が
サポートします!



相談方法

相談したい事項と連絡先電話番号を記載したメールを、下記のアドレス宛にお送り下さい。
メールにて日程調整のうえ、お電話でご相談を承ります。
※ 匿名での相談も可能です。(ただし支援の範囲が限られる場合があります。)

メールアドレス

G.A.support.call.ii@jp-holdings.jp



おしらせ動画はこちら!

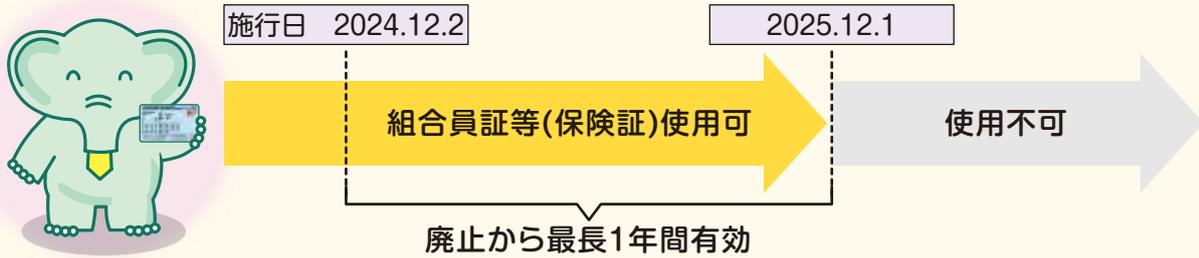


窓口担当者が「ギャンブル等依存症」の基礎知識を紹介します。
私用のスマートフォン等でも閲覧可能です(通信料各自負担)。

〈日本郵政株式会社〉

組合員証等(保険証)は2024年12月2日に廃止されます!

政府から提示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の組合員証等(保険証)は2024年12月2日に廃止され、新規発行が終了します。ただし、廃止の時点で発行済みの組合員証等(保険証)は、経過措置により廃止日から最大1年間は使用可能です。



2024年12月2日以降は、マイナ保険証をご利用ください

2024年12月2日の組合員証等(保険証)廃止以降は、マイナ保険証※の提示が原則となります。まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない場合は、マイナポータルや医療機関等の窓口に設置する顔認証付きカードリーダーでの利用登録が可能ですので、ぜひご登録ください。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、ぜひご利用ください。

※ 保険医療機関等における電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

資格情報のお知らせの配布

組合員証等(保険証)の廃止に伴い、皆さまがご自身の被保険者資格等を把握できるよう2024年10月に組合員及びその被扶養者全員に「資格情報のお知らせ」を配布する予定です。

資格確認書の交付

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを作ったが保険証の利用登録をしていない方等については、2024年12月2日以降、健康保険の資格情報が記載された「資格確認書」(有効期間5年以内)を交付する予定です。組合員証等(保険証)廃止後も、資格確認書により、引き続き医療機関を受診することが可能です。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合 フリーダイヤル **0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く) 平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30

●マイナンバーカードの健康保険証利用登録については、こちらをご確認ください。



組合員証(保険証)の廃止に伴う資格情報のお知らせ及び資格確認書の配布方法等の詳細は決まり次第、別途お知らせします。

〈被扶養者担当〉

長短 育児休業中に傷病による療養期間がある方はご連絡ください!

2007年10月1日以降、育児休業を承認された期間中に傷病のため療養した期間がある方は、傷病手当金を請求できる場合がありますので、共済センターまでご連絡ください。

請求には**時効**がありますのでご注意ください。

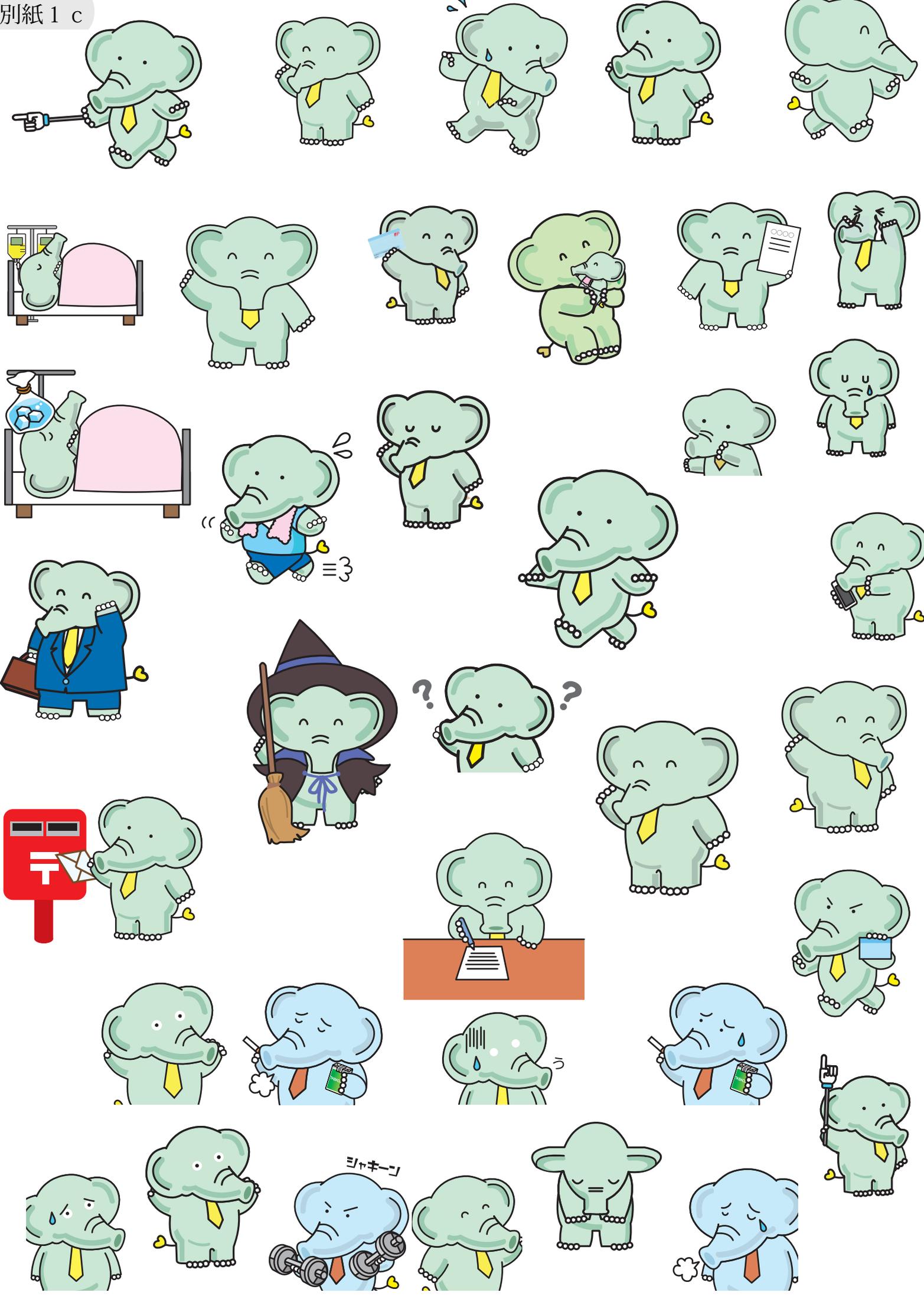
- 2023年4月2日以前の期間に係る請求 … 2025年4月2日をもって時効(当日の消印有効)
- 2023年4月3日以降の期間に係る請求 … 請求対象日ごとに、その翌日から起算して2年以内に請求

●詳しくは共済組合HPをご覧ください。



[トップページ](#) ▶ [お知らせ](#) ▶ [育児休業中に傷病による療養期間がある方はご連絡ください!](#)

〈給付担当〉



セキュリティチェックシート

項目	チェック内容
ユーザ認証	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードを利用している。 ・パスワードは定期的に変更し、複雑なもの(八桁以上、パスワード世代管理、三種類以上の文字種の使用等)を設定している。 ・認証画面を暗号化している。
アクセス権限	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を考慮した必要最小限のアクセス権限を設け、アプリケーションやオペレーションシステムでの権限を設定している。 ・情報操作については、職務権限に応じたアクセス管理を可能とし、正当なアクセス権限を持たないものによる情報の生成、編集、削除等を防止している。 ・管理者権限でアクセスする管理端末に対して、ネットワークの安全管理を厳密に行うとともに、端末へのアクセス、ログオンアカウント管理を厳密に行っている。また、各機能へのアクセスログを採取している。
ネットワーク構成	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの不正なアクセスを防止するためにプロキシサーバーを導入している。 ・Webサーバはファイアウォールを経由して公開している。 ・ファイアウォールでパケットフィルタリングを構成している。 ・社外に公開されたネットワーク(DMZ)と社外からはアクセスできない社内ネットワークを完全に分離している。
侵入検出(IDS/IPS)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの攻撃を検出・防御する仕組み(IDSなど)を導入している。 ・外部からのアクセスログを取得して、定期的に確認している。 ・不正アクセス検出した場合、自動的に遮断する等の仕組みを導入している。 ・DoS対策機能を持ったファイアウォール、ルータ等の導入もしくは、DoS対策専用機器を導入して対策を講じている。
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・悪意あるプログラム(ウイルス・スパイウェア)が、ファイル送受信時データに付着していないか、検出して駆除するソフト(コンピュータウイルス対策ソフト)を導入している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトのパターンファイルは常に最新のものを利用している。
ぜい弱性情報収集と修正プログラム適用	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に用いるプラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的ぜい弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等)を定期的に収集し、適切な期間内にパッチによる更新を行っている。
アプリケーションの対策	<ul style="list-style-type: none"> ・偽Webサイトによるフィッシング対策を講じている。
機器監視	<ul style="list-style-type: none"> ・IDSなどにより、監査ログを解析して警告するシステムを導入している。 ・IPSなどにより、監査ログを元に自動的にアクセスを拒否するシステムを導入している。 ・未使用ポートを使用不可に設定している。 ・ポートのLinkUp/Downを監視している。 ・障害を検知した場合は、利用者に適切な時間内に速報を通知している。
可用性保証	<ul style="list-style-type: none"> ・代替機器の準備、冗長化、バックアップ施設の設置等の対策を実施している。 ・負荷分散対象サーバを仮想化やクラスタ化する等して、より大規模な負荷を想定した構成にしている。 ・サービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場所には、停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための適切な対策(UPSによる電源供給、複数給電、非常用発電等)を講じている。
暗号化	<ul style="list-style-type: none"> ・Webの通信やファイルを暗号化している。
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の際に、守秘義務契約を取り交わしている。 ・保守点検で障害不良等が発見された際の対応作業等を行う際には、情報処理事業者の管理する領域にて行うこととし、外部に持ち出すことが無いようにしている。 ・保守作業時、動作確認で個人情報を含むデータを使用するときは、明確な守秘義務の設定を行うとともに、終了後は確実にデータを消去する等の処理を行っている。 ・情報の持ち出し履歴を取得し、異常があれば通知する仕組み等を導入している。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードディスク等の廃棄についてはデータの読み出しが不可能となるよう、複数回のデータ書き込みによる元データの消去、強磁気によるデータ消去措置、物理的な破壊措置(高温による融解、裁断等)等を適用し、情報の読み出しが不可能であることを確認している。
監査	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供に用いる情報システムが、情報セキュリティポリシー上の要求を遵守していることを確認するため、定期的に点検・監査を実施している。 ・監査については、定期的に第三者組織に委託している。
事業継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時におけるBCPに関する運用手順等が定めてある。
緊急時対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい事故に対する、レベル判断基準が設定されており、レベルに応じた対応を組織的な手順として確立している。

公益通報・相談窓口について

「公益通報・相談窓口」とは

「公益通報・相談窓口」は、日本郵政共済組合（以下「共済組合」という。）におけるコンプライアンス違反事例・不適正事例の未然防止並びに早期発見と早期解決に資することを目的として共済組合の本部及び共済センターに設置しているものです。

「公益通報・相談窓口」への申告

共済組合本部又は共済センターにおいて、法令違反等の事実、コンプライアンス違反の事実があった場合や、そのおそれのある行為を発見した場合には、役職者、コンプライアンス責任者を経由せずして、直接この相談窓口に申告することができます。ただし、事実を反することを知りながら行う申告や不正の目的による申告を行ってはけません。

この相談窓口には、常勤職員に限らず、非常勤職員、派遣職員、受託者（再委託を除く）、退職者も申告できます。

申告の方法とあて先

申告は、『郵便』で行ってください。

コーディネーターは、申告者が特定されないよう必要な措置をして調査にあたりますが、申告者の秘匿性を担保する観点から、申告文は、手書きでなく、出来る限りパソコン等で印字したものとしてください。

申告の様式は自由（下記を参考にしてください。）ですが、申告内容のほかに所属、氏名、自宅の住所を必ず記載してください。

なお、申告に対する調査結果の回答を希望しない場合は、その旨を記載してください。

あて先は、以下のいずれかの相談窓口にご相談することができます。

日本郵政共済組合本部
〒100-0004 千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー16階 日本郵政共済組合本部 企画担当 「公益通報・相談窓口 コーディネーター」あて
日本郵政共済組合共済センター
〒330-9792 さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 総務・経理・広報担当 「公益通報・相談窓口 コーディネーター」あて

注1 この相談窓口では、次のように申告者を保護していますので、安心してご利用ください。

- ① コーディネーターは、申告者が特定されないよう必要な措置をして調査にあたります。なお、調査によって申告者が特定されるおそれがあると判断した場合は、申告者に対し調査実施の意思確認を行います。
- ② 調査の実施に当たってはもとより、いかなる場合も、申告者の所属、氏名を明らかにすることはありません。
- ③ この申告（不正な目的等の申告を除く）を行ったことにより申告者が不利益を被ることはありません。

注2 セクシュアル・ハラスメントについては、日本郵政共済組合人事管理規程に定める相談員等に相談してください。

【参考】 申告の様式例

〇〇年〇〇月〇〇日

日本郵政共済組合本部企画担当
(日本郵政共済組合共済センター総務・経理・広報担当)
公益通報・相談窓口
コーディネーター 様

所 属： 日本郵政共済組合本部 〇〇担当
氏 名： 〇 〇 〇 〇
自宅住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
・・・・市・・・・町〇〇番地

(電子メールでの回答を希望する場合) メールアドレス：0000@000.00

(申告する内容をわかりやすく、できるだけ具体的に(いつ、どこで(どんな場面で)、誰が、どんなコンプライアンス違反を等)書いてください。)

.....
.....

なお、本件に関する調査結果についての回答を希望いたします(いたしません)。